

12回
平成29年第 総会
12月

白井市農業委員会会議録

平成29年12月8日 開会

平成29年12月8日 閉会

白井市農業委員会会議録

平成29年12月8日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会長	笠井行雄
会長代理	中村教雄
1番	根本孝一
2番	岩井聡明
3番	芦田恵子
4番	今井幹代
5番	福田孝一
6番	内藤秀樹
7番	宇賀義則

出席農地利用最適化推進委員は次のとおり

1. 齋藤和博
3. 川上洋
4. 押田勝巳
5. 海老原清
6. 山崎雅巳
7. 伊藤治
8. 秋本善久

欠席農地利用最適化推進委員は次のとおり

2. 秋谷茂男

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第4条の規定による転用許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 平成29年度第8次農用地利用集積計画の決定について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

1月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 12月20日(水)
- ・事前審査会(案) 12月26日(火)
第1班 午前9時から 本庁舎3階会議室301
- ・総会(案) 1月5日(金)
午後4時00分から

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 定刻前にはございますが、皆さんおそろいということで始めさせていただきます。
本日は、年末のお忙しい中、12月の定例総会ということで、ご出席いただきましてありがとうございます。

ことしも早いもので、あと二十日ちょっとで終わろうとしておりますけれども、これから毎日寒い日が続くと思いますが、委員の皆さんにおかれましては、風邪等引かないように、健康には十分気をつけて農作業等を頑張ってくださいと思います。

そしてまた、きょうは会議終了後、忘年会のほうもありますので、こちらのほうもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより平成29年12月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、4番、今井幹代委員、5番、福田孝一委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第4条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局湯浅でございます。

説明に入ります前に、2ページをごらんください。

議案第2号の関係で、番号1、今井地区で、権利者が〇〇〇〇さん、義務者が白井市今井 番地、〇〇〇〇さんのほうから議案として上がっているんですが、11月1日付で取り下げ願が出ております。

報告をさせていただきます。

あと、大変申しわけございません、5ページをごらんください。

農地利用集積の関係で、3番、種類のところに賃貸借と書いてあるんですけども、最後の権利の権という字が抜けております。

賃貸借権という形で、資料の訂正をお願いいたします。

それでは、1ページをごらんください。

議案第1号 農地法第4条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第7条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

平成29年12月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、根字上人塚116番41、116番42。

地目、現況とも畑。

地積、2筆で、363平米。

申請人、茨城県牛久市福田町 番地 、〇〇〇〇。

申請事由、農地転用、駐車場によるものでございます。

以上で、議案第1号の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

笠井会長

ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

また、地区担当員の補足説明についても、あわせてお願いします。

芦田恵子委員をお願いします。

芦田恵子委員

1班班長の芦田です。

地区担当の説明もあわせて行わせていただきます。

議案第1号1番について、調査報告を申し上げます。

審査資料1番、1から12をごらんください。

当日の出席者は、権利者、〇〇〇〇さんの代理人で、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんが出

席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は、市役所の北側ですぐ前にあります。

木下街道に面しており、進入路は確保されております。

農地区分としては、用途地域内にあるため、第3種農地と判断いたしました。

転用目的ですが、駐車場に貸すそうです。

〇〇〇〇さんに電話をして伺いましたところでは、この土地は相続で譲られて、近くに住んでいる弟さんが、家庭菜園程度につくって管理しているそうです。

〇〇〇〇さんも高齢となり、せつかくの土地を有効利用したいと思い、不動産屋さんに依頼したそうです。

白井市根のほうで資材置き場を使用していた〇〇〇〇さんが駐車場に借りたいとのことで、貸すことになりました。

次に、一般基準ですが、本申請は、駐車場用地ということですが、申請面積は363平方メートルであり、事業計画との関係においては、面積妥当と思われます。

資金は自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われます。周辺農地への支障は、隣接は宅地のためありません。

また、申請地は、土地改良区ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われます。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第4条の規定による転用許可申請について採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第4条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局湯浅でございます。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条第3項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

平成29年12月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

番号2、神々廻字太田738番1外5筆となります。

地目、現況とも田。

地積、6筆で、3,586平米。

権利者、白井市南山 丁目 番 号、〇〇〇〇、代表〇〇〇〇、義務者、柏市藤ヶ谷 番地、〇〇〇〇。

申請事由、一時転用、農地造成によるものです。

以上で、議案第2号の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

芦田恵子委員お願いします。

芦田恵子委員 1班班長の芦田です。

調査報告を申し上げます。

審査資料2番、1から25をごらんください。

当日の出席者は、権利者、〇〇さん、義務者、〇〇〇〇さんの代理人で〇〇〇〇の〇〇さんが出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は、市役所から東へ約2.2キロメートルに位置しております。

農道に面しており、進入路は確保されております。

農地区分としては、第1種農地であります。

転用目的ですが、農地造成。

お米をつくりたいと取得した農地ですが、長年放置された遊休農地で、草刈りのための農作業車が埋没して作業が不可能になったため、現状では田として耕作ができないので、農地造成をすることにしました。

陸稲の作付をし、養鶏の飼料の一部に利用したいということです。

次に、一般基準ですが、本申請は農地造成、一時転用ということですが、申請面積は3,586平米メートルであり、事業計画との関係においては、面積妥当と思われれます。

資金の確保につきましては、借入金にて賄う計画となっております。

周辺農地への支障ですが、隣接農地所有者の意見として、用水の通水を確保する、排水溝で隣接農地への影響を回避することが出ており、工事が終了したら、用水路の整備はするそうです。

申請地は、土地改良区です。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

本案件につきましては、私、笠井が担当でございますので、説明いたします。

ただいま班長より報告のあったとおりでございますが、〇〇〇〇さんは、田んぼとして利用するつもりでしたが、草刈り作業をするための作業車を入れましたら、地盤が軟弱で作業車が埋没してしまったそうです。

そこで〇〇〇〇さんは、養鶏場を経営しておりまして、今度、盛り土をして畑にして、飼料米をつくるということにしたそうです。

以上です。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

福田委員。

福田孝一委員 農業委員の福田です。

事務局のほうに確認ですけれども、たしか事前審査のとき、1メートル30という高さを1メートルにして、土も今度少なくなるというようなことで、新しく直したのは来ていますか。

届け出は出ていますか。

1.3メートルが1メートルに変わったと思うんですけども。

事務局 事務局の板橋です。

埋立ての高さ1.3メートルのものを1メートルで計画変更が出ております。

福田孝一委員 大丈夫です。ありがとうございました。

笠井会長 ほかにございますか。

今井委員。

今井幹代委員 今井です。

陸稲で飼料米をつくるということなんですが、ここで作った飼料米は、全て自分のところの養鶏場で使うつもりなんですか、それとも、どこかに販売する。

笠井会長 多分、使うと思いますよね。

多分、足りないと思いますよ。

ニワトリ何羽飼っているかわからないんですけども、わかりますか、事務局。

事務局 申しわけございません。

羽数までは伺っていないんですけども、かなり大きな養鶏屋さんだとは伺っております。

この飼料米、全て自分のところで使うような形だとは思いますが。

今井幹代委員 わかりました。ありがとうございます。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第5条の規定による転用許可申請について採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第3号につきましては、福田委員が関係しております。この議案については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとされております。

福田委員、一時退席をお願いいたします。

福田孝一委員 はい、わかりました。

(退室)

笠井会長 議案第3号 平成29年度第8次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 3ページをごらんください。

議案第3号 平成29年度第8次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり平成29年度第8次農用地利用集積計画(案)の協議がありましたので提出いたします。

平成29年12月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

4ページをごらんください。

4ページにつきましては、市長から当農業委員会会長宛の協議書となります。

5ページをごらんください。

平成29年度第8次農用地利用集積計画一覧表(案)となります。

1番、利用権を設定する農用地、平塚字小森下2310番。

地目、田。

利用権設定面積337平米。

設定する利用権、種類、使用貸借権。

内容、稲作。

期間、5年。

賃料、無償。

支払い方法はございません。

利用権を設定する者、白井市平塚 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、白井市平塚 番地、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

経営面積、463アール。

新規となります。

2番目以降につきましては、2番から9番までにつきましては、全て継続となりますので、説明は省かさせていただいて、資料のとおりとさせていただきます。

以上で、議案第3号の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

1番については、新規ですので、地区担当員の説明がございます。

推進委員の海老原 清委員をお願いします。

海老原推進委員 推進委員の海老原です。

この件に関しましては、貸付者の〇〇〇〇さんですが、高齢で梨栽培をしていますので、草刈りをやっていたんですけれども、それもちょっと大変だということと、あと、須藤さんが近隣に田んぼがあるということなので、一生懸命やっている方なので、私に貸していただけないかということで、そういう話をいただいて、現地を調査した結果、適当であると思われました。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

これより質疑に入らせていただきます。

質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、これより議案第3号 平成29年度第8次農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第3号 平成29年度第8次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

それでは、議案第3号の審議が終了しましたので、福田委員の入室をお願いいたします。

(福田委員入室)

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局湯浅でございます。

6ページをごらんください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり、白井市農業委員会事務局規定第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これをご報告いたします。

平成29年12月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

7ページをごらんください。

専決処分書となります。

①といたしまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出となります。

8ページも同じものでございます。

9ページをごらんください。

②農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出となります。

その下、③軽微な農地改良の届出となります。

続きまして、10ページをごらんください。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので報告いたします。

平成29年12月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

下の資料のとおりとなっております。

報告事項は以上でございます。

なお、その他といたしまして、次第をごらんいただきたいと思うんですが、1月の事前審査会、総会の日程についてでございます。

申請の締め切りは12月20日、水曜日。

事前審査会、こちらは案となりますが、12月26日、火曜日。

担当が第2班、午前9時から、ここ本庁舎3階、会議室301となります。

総会、こちら案となります。

1月5日、金曜日午後4時からとなります。
以上で、事務局からの報告協議事項とさせていただきます。
よろしくお願ひします。
ありがとうございます。
本日の議案については、全て終わりました。
長時間にわたり、慎重なる審議賜りありがとうございました。

笠井会長

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人